

平成 30 年度第 1 回開成町課長会議

日時 平成 30 年 4 月 12 日（木）午前 9 時～10 時 30 分
場所 中会議室 B
進行 行政推進部長

1. 町 長

2. 行事予定について（裏面のとおり）

3. 県の施策・予算に関する要望について（企画政策課）【10 分】

4. 第五次開成町総合計画後期基本計画の策定について（企画政策課）【10 分】

その他

企画政策課

- ・ 広報かいせいの掲載記事について【3 分】
- ・ ブランディングプロジェクトチームについて【3 分】

総務課

- ・ 平成 30 年度年次休暇の取得促進について【3 分】
- ・ 夏のワーキングスタイルの実施について【3 分】

環境防災課

- ・ 全国瞬時警報システム 全国一斉情報伝達訓練について【5 分】
- ・ 第 34 回開成町消防大会について【5 分】

保険健康課

- ・ 国民健康保険に係る平成 30 年度税制改正について【5 分】

街づくり推進課

- ・ 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の取組みについて【10 分】

上下水道課

- ・ 開成町污水处理施設アクションプランについて【10 分】

産業振興課

- ・ 2018 開成町あじさいまつりに係る職員の協力について【3 分】

県の施策・予算に関する要望について

1 はじめに

神奈川県町村会では、毎年、神奈川県知事に対し、県の施策等に関する要望活動を実施しており、本年も「平成31年度 県の施策・予算に関する要望」を取りまとめることとしています。

また、当町では、例年「県の施策・予算に関する要望」の要望事項の中から、特に重要な要望事項を選定し、地域別首長懇談会及び政党要望の発言テーマとしています。

2 要望のポイント

各所属で、所管する事業において次のような事例がある場合には、積極的に要望事項を提出してください。とくに議会において県に要望していく旨の答弁をしている場合には、要望事項の提出漏れがないよう適切な対応をお願いします。

- 事業の実施にあたり制度面で改善が必要と考えられる場合
- 事業の実施にあたり財政面で県の支援が必要と考えられる場合
- 町単独での取組みが難しく専門的な技術支援等が必要と考えられる場合

また、過去に提出した要望事項を継続して提出する場合には、神奈川県の措置状況を踏まえ、既に要望の趣旨が伝わっていると考えられるもの、あるいは要望が当分の間実現困難と思われるもの等については整理するようお願いします。

※「平成30年度予算に関する要望（当町提出分）」に対する県の措置状況は4月6日に各所属長にメールで送信済みです。

3 今後のスケジュール

「平成31年度 県の施策・予算に関する要望」の取りまとめスケジュールは、次のとおりです。

- 4/19 神奈川県町村会主催 第1回要望主管課長会議
- 4/23 頃 庁内照会（町村会作成の要望素案への意見照会）（5月16日締切）
- 5/中旬 地域要望に関する調整会議（足柄上郡5町）
- 5/下旬 新規要望事項・地域別首長懇談会及び政党要望の発言内容を決定
- 6/8 神奈川県町村会に要望素案に対する修正意見提出期限
- 7/中旬～ 政党要望（自由民主党・民進党・公明党）
- 8/17 地域別首長懇談会
- 8/下旬 神奈川県町村会による要望活動の実施

※ 神奈川県町村会主催の第1回要望主管課長会議（4月19日開催）の内容を踏まえて、各所属に対して要望事項を照会する予定です。

※ 上記のスケジュールは、現時点の想定であり、今後変更になる可能性があります。

第五次開成町総合計画後期基本計画の策定について

1 はじめに

本町は、平成 24 年 12 月に第五次開成町総合計画基本構想（計画期間：平成 25 年度～平成 36 年度）及び前期基本計画（計画期間：平成 25 年度～平成 30 年度）を策定し、基本構想に掲げる将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現に向け、前期基本計画に位置付けた施策及び事務事業を推進してきました。

前期基本計画の計画期間が平成 30 年度で満了することから、社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、これまでの施策の進捗を振り返ることで明らかになった課題への対応を図るため、平成 31 年度以降の 6 年間で取り組むべき方向性を示した後期基本計画を策定します。

2 主なスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 前期基本計画の施策の検証（振り返り） | 4 月中旬～ 5 月上旬 |
| ② 後期基本計画（素案）の作成 | 5 月上旬～ 7 月中旬 |
| （町民意識調査） | 5 月中旬～ 5 月下旬 |
| （まちづくり町民集会） | 9 月上旬～ 9 月下旬 |
| （パブリックコメント手続き） | 9 月上旬～10 月上旬 |
| ③ 後期基本計画（原案）の作成 | 10 月上旬～10 月中旬 |
| ④ 後期基本計画案の決定 | 11 月下旬（予定） |
| ⑤ 議会提案 | 1 月以降（予定） |

※スケジュールの詳細は、「後期基本計画策定スケジュール」をご参照ください。

3 策定体制

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| ① 開成町総合計画審議会（附属機関） | … 基本計画について審議 |
| ② 策定委員会（庁内組織） | … 基本計画案のとりまとめ |
| ※副町長、部長・参事級、課長・室長・局長級の職員で構成 | |
| ③ 策定幹事会（庁内組織） | … 基本計画案の作成のための調査・研究 |
| ※企画政策課長、各課室の担当マネージャー（原則各課室 1 名）で構成 | |

4 各課・室への依頼事項

① 後期基本計画の体系の検討

前期基本計画の施策単位・詳細施策単位を参考にしつつ、社会経済情勢の変化や国・県の制度変更などを踏まえ、それぞれの施策の所管課において後期基本計画の体系（施策・詳細施策の構成）について検討をお願いします。（4 月 6 日依頼済み・4 月 18 日回答期限）

② 策定幹事会のメンバー選出

複数名の主幹・副主幹級が配属されている所属については、策定幹事会のメンバーの選出をお願いします。（4 月 6 日依頼済み・4 月 18 日回答期限）

第 1 回会議を 4 月 20 日（金）16 時から開催します。

③ 前期基本計画の施策の検証（振り返りシートの作成）

各課・室において所管する施策の平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間についての振り返りシートの作成をお願いします。（4 月 16 日依頼発出予定・5 月 2 日提出期限）

後期基本計画策定スケジュール

		3月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月		
		下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
策 定 過 程			前期基本計画の検証			素案作成						素案修正						原案作成					案決定									
総 合 計 画 審 議 会		第1回					第2回				第3回				第4回			意見照会					第5回	意見照会		第6回						
		3/30					5/17				6/28				8/3								10/26			11/22						
庁内検討	策 定 委 員 会				構成決定 ①				素案Ⅰ ②		素案Ⅱ ③		素案決定 ④								原案決定 ⑤											
	策 定 幹 事 会			構成検討 ①			素案の内容調整 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦																									
	庁 内 ヒ ア リ ン グ			各課個別ヒアリング （前期の検証・後期の展望）									サマーレビュー （予算・実施計画）																			
町民参加	町 民 意 識 調 査						実施		分析																							
	まちづくり町民集会																実施															
	パブリックコメント																実施															
議 会					全協					意見交換			全協					意見交換				全協							議案提出			

- 【総合計画審議会の議題】
- 第1回（3月30日） 委嘱、策定方針等の説明
- 第2回（5月17日） 前期基本計画の振返り
- 第3回（6月28日） 町民意識調査の結果報告、素案審議①
- 第4回（8月3日） 素案審議②
- 第5回（10月26日） 町民集会・パブリックコメント手続の結果報告、原案諮問（原案審議）
- 第6回（11月22日） 答申

広報かいせいの掲載記事について

地方自治体の自己決定権が拡大する一方で、透明性の確保がこれまで以上に求められることから、町は、町民に対して適切に説明責任を果たす必要があります。広報紙は町民と行政を結ぶ最も身近な情報伝達手段です。

これまでの町民をサービスや情報の受け手と捉える「お知らせ型広報」から、町民をコミュニケーションの相手と捉える「対話型・協働型広報」に発展させるためには、町民に対して的確に町政情報を発信し、理解や関心を深めてもらうとともに、町に愛着を持ってもらえるような広報紙を作成する必要があります。

1 広報かいせいの掲載記事

(1) 広報かいせい

① 特集記事

町の重点施策などの町政情報や町民生活に関わりが深い情報を、写真を重視した特集記事として掲載します。

② まちづくり情報特派員特集（調べて町の調査隊を含む。）

町民との協働による紙面づくりを行うため、特集記事に関連した内容についてまちづくり情報特派員が取材した内容を掲載します。

③ まちからのおしらせ

町政情報（町の主要施策やその成果、制度の新設や改廃、調査の実施やその結果、町の計画、法令等により公表が義務付けられているものなど）を掲載します。

④ まちかどトピックス

開成町の主な出来事を写真付きで掲載します。

⑤ 子育てコーナー

就学前の子どもに関連する行事予定表、子育て・教育に関する連載記事を掲載します。

⑥ 連載記事

町の事業所の紹介などの連載記事を掲載します。

⑦ インフォメーション

うぶごえ、図書室コーナー（今月の一冊）、文芸コーナー（短歌・俳句）及び広告を掲載します。

あわせて、行政委員会委員の選任（町民生活に密接に関連する行政委員会委員、附属機関の委員等の一斉改選については「③まちからのおしらせ」に掲載）、表彰、寄附等に関する情報を掲載します。

(2) 広報かいせいおしらせ版

① 案内

申請や手続きの案内、職員人事異動などを掲載します。

② 募集

町事業の参加者募集などを掲載します。

③ イベント

町が主催・共催・後援するイベント情報などを掲載します。

④ みんなの掲示板

町民活動を支援することを目的に、町民団体からの掲載依頼に基づき、メンバー募集やイベント情報などを掲載します。

⑤ 戸籍の窓

お悔やみに関する情報を掲載します。

※①～③については、国や県などの行政機関からの掲載依頼のあった情報についてもあわせて掲載します。

※①～③に該当する「子ども」、「健康」、「相談」「生涯学習」などに関する情報は、別に分類したうえで、広報かいせいおしらせ版に掲載します。

2 広報かいせいの掲載基準

(1) 優先順位

広報かいせいの掲載記事については、あらかじめ各課の掲載希望等を踏まえ年間掲載予定を決定します。

広報かいせいおしらせ版の掲載記事の優先順位は、掲載記事の内容（募集期限、イベント期日）によって決定します。

(2) 掲載回数

同一事項（事業）については、年間1回の掲載を原則とします。

(3) 留意事項

- 掲載記事に関する担当課（問合せ先）を明確にしてください。
- 限られた紙面を有効に活用するため、掲載号と掲載記事の内容（募集期限、イベント期日）を踏まえて編集を行います。全戸配布に1週間程度かかる場合があることを考慮し、掲載号を選択してください。
- 対象者への個別通知で対応可能なものは広報紙には掲載しません。
- チラシ等を配布又は回覧するものは広報紙には掲載しません。

広報かいせいおしらせ版「みんなの掲示板」掲載基準について

広報かいせいおしらせ版「みんなの掲示板」は、町民活動を支援することを目的として、メンバー募集やイベント情報などを掲載するものです。掲載内容に関しては、公共性・公益性を尊重し、参加者等とトラブルが起きないように注意してください。

1. 「みんなの掲示板」に掲載できる人・団体(次のいずれかに該当する人・団体)

- ・開成町在住、在勤、在学の人
 - ・開成町に存する団体
 - ・開成町内で活動する内容を、みんなの掲示板で掲載しようとしている人・団体
 - ・その他、「みんなの掲示板」への掲載について、町企画政策課が適当と認める人・団体
- ※上記に該当する場合でも、営利を目的とする団体は掲載不可とします。(町が共催・後援する場合は、「イベント」などに掲載可能)

2. 「みんなの掲示板」への掲載内容

(1)掲載できる内容

- ・広く町民が参加できるものに限る
- ※特定の地域に住む町民のみを対象にしたものや、多くの町民にとって参加が困難と考えられるものについては掲載不可とします。
- ・開催場所、活動場所が、原則、町内の公的な場所であること
- ※町外で開催される催し物等の場合は、企画政策課にご相談ください。

(2)掲載できない内容

- ・営利を目的としたもの、および関連・想像させるもの
- ※営利を目的としていなくても、民間企業等が主催する活動は掲載不可とします。
- ・宗教的活動を目的としたもの、および関連・想像させるもの
 - ・政治的活動を目的としたもの、および関連・想像させるもの
 - ・個人の宣伝や活動を目的としたもの
 - ・過去の活動においてトラブルが生じたもの、または、今後、トラブルが生じるおそれのあるもの
 - ・参加費が活動やイベント内容に応じた実費相当額を著しく超えるもの
 - ・活動内容が掲載記事と異なるもの
 - ・掲載内容や掲載意図が不明確なもの
 - ・イベント等で、開催日または申込締切日が、広報発行日から7日以内のもの
 - ・その他、町が不適当と判断したもの

3. 掲載手続き

- ・「みんなの掲示板掲載申込書」に必要事項を記入し、企画政策課まで提出してください。

4. 提出期限

- ・1日号は前月1日、15日号は前月15日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）までに提出してください。
- ※例：4月1日号掲載希望であれば、3月1日までに提出してください。

5. 原稿の提出方法

- ・直接持参・FAX・電子メール

6. 掲載回数

- ・同じ内容については、年間1回の掲載を原則とします。
- ・会員募集の募集記事は、年間2回とします。

7. その他

- ・申請を受理した原稿でも、紙面の都合により掲載できない場合があります。
- ・掲載した内容については、広報紙以外の広報媒体などに転載および情報提供する場合があります。

直接持参またはファックス、電子メールで企画政策課へ

ファックス：0465-82-5234

電子メール：kikakuka@town.kaisei.kanagawa.jp

お問い合わせは企画政策課へ ☎ 0465-84-0312

(月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日除く))

広報かいせいおしらせ版「みんなの掲示板」掲載申込書

広報かいせいおしらせ版「みんなの掲示板」への掲載について、みんなの掲示板掲載基準を熟読したうえで同意し、下記の内容で掲載を申し込みます。**※全ての項目を記入ください。**

申込日 年 月 日

団 体 名		代 表 者 名	
申 込 者 氏 名			
申 込 者 住 所	〒		
申込者電話番号			
F A X 番 号	(掲載内容の確認ができる人の番号を記入)		
掲 載 希 望 号	月 日号	今 年 の 掲 載 回 数	会 員 募 集 回
過去に掲載された号	/ 号、 / 号、 / 号、 / 号、 / 号、 / 号		

【掲載内容】

分類	☐ 会員募集 ☐ 催し物案内 ☐ その他()		
表題			
内 容			
開催日・活動日			
開催・活動場所			
対 象		定 員	
参 加 費			
参加費の用途			
申 込 期 限			
*			
*			
申込み・問合せ			

- 注1 必要事項を記入し、1日号は前月1日、15日号は前月15日までに提出ください。
- 注2 参加費を徴収する場合は、必ずその用途を記入ください。【例：会場借用費に充当】
- 注3 *印の欄は自由欄です。ご自由に記入ください。
- 注4 紙面の都合により、内容などを割愛・修正する場合がありますのでご了承ください。
- ※掲載内容は簡潔にお願いします。

開成町ブランディングプロジェクトチームについて

1 はじめに

開成町ブランディングプロジェクトチームでは、町制施行 60 周年を契機に、町そのもののブランド化を図るため、広報媒体のイメージの統一やあじさいちゃんを核にした開成町の PR に取り組んできました。

これまでのブランディングの取組みに加え、「田舎モダン」をコンセプトにしたブランディング戦略をさらに効果的に推進するため、開成町ブランディングプロジェクトチームを引き続き設置します。

2 ブランディングチームの役割

開成町ブランディングプロジェクトチームは、開成町のブランディング戦略を全庁横断的な体制で推進するために設置します。

ブランド戦略をさらに効果的に推進するために、平成 29 年度に引き続き次の視点で平成 30 年度の取組みを進めることとします。

○町民との協働によるブランディングの推進、定住促進のためのシティプロモーション

○ブランディング戦略の推進に関する人材育成

3 平成 30 年度の主な活動

○開成町の魅力の町内外への発信

- ・各種イベントや町外でのシティプロモーション
- ・キャラクターイベントへの参加
- ・町公式Instagramでの発信
- ・定住促進イベントの企画
- ・チラシなどの作成や写真に係る研修

○広報媒体のイメージの統一化

- ・チラシ、ポスター等の広報媒体のイメージの統一

4 体制

全庁横断的な体制を構築するため所属のバランスを考慮します。

	所 属	氏 名	備 考
リーダー	行政推進部企画政策課	大 石 卓 哉	
メンバー	行政推進部企画政策課	渡 辺 寛 子	
	行政推進部企画政策課	高 橋 洋 樹	
	町民サービス部自治活動応援課	市 川 幸 依	
	町民サービス部税務窓口課	吉 田 朋 代	
	町民サービス部環境防災課	瀬 戸 輝 龍	
	まちづくり部上下水道課	神 野 弘 志	
	まちづくり部産業振興課	瀬 戸 弘 夢	
	教育委員会事務局教育総務課	大 澤 隼 人	

平成 30 年 4 月 12 日

各所属長 様

行政推進部長

平成 30 年度年次休暇の取得促進について（通知）

平成 30 年度における職員の年次休暇については、働き方改革の一環として、積極的に年次休暇を取得することとし、一人 10 日間以上取得することを目標とします。

また、春の大型連休（ゴールデンウィーク）に併せた年次休暇の取得が図られるよう、4 月 27 日（金）から 5 月 7 日（月）までの間を「年次休暇取得促進週間」と設定します。

つきましては、各所属長は、所属内で業務の調整を行ったうえで、全所属職員が期間中に 1 日以上 of 年次休暇を取得できるよう職場環境の整備に努めてください。

【年次休暇取得促進週間】

- 1 趣 旨 週休日及び休日と連続した年次休暇の取得により、職員が心身共に充実した状態で、意欲と能力を十分に発揮できるための位置付け。
- 2 方 法 各所属において、年次休暇取得計画表を作成し、業務の調整を行ったうえで、全所属職員が期間中に 1 日以上 of 年次休暇を取得できるようにしてください。

（事務担当は、総務課総務担当）

平成 30 年 4 月 12 日

職 員 各 位

行 政 推 進 部 長

「夏のワーキングスタイル」の実施について

今夏も地球温暖化防止対策、省エネルギー対策及び節電対策の一環として、次の取組をいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●冷房温度は28℃

庁舎に限らず、町の施設全てを対象とします。（役場庁舎、町民センター、保健センター、福社会館、水辺スポーツ公園管理棟、瀬戸屋敷案内所）

各施設への周知及び施設内での利用者向けの周知は、所管課で対応をお願いします。

●軽装での執務

昨年同様、ノーネクタイ、白系のブラウス、白系のポロシャツでの執務を可とします。イベント用のTシャツやポロシャツは、期間中に限り着用を可とします。ズボン等その他の軽装にあっては、社会常識を逸脱することのないよう、また来庁舎に不快な思いを抱かせないような節度のある服装としてください。

* 服装は、接遇の第一歩でもあります。着こなしを含め注意を払ってください。

* 夏のワーキングスタイルにかかわらず、ジーンズ（素材を含む）での執務は可としておりません。

実施期間

5月1日～10月31日

※町で開催する会議等の出席者にも冷房温度の周知を行い、軽装での出席を呼びかけるなどの配慮をお願いいたします。

※他の団体では、9月30日までと設定される場合もあります。当該団体での会議出席等については、失礼にならないように十分注意してください。

平成 30 年度 全国瞬時警報システム 全国一斉情報伝達訓練



目的：不具合解消を一層進めるため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の全国一斉情報伝達訓練が次の日程で実施されます。

- | | | | |
|-----|--------|-----------|--------|
| 日 時 | ①平成30年 | 5月16日（水） | 11時00分 |
| | ②平成30年 | 8月29日（水） | 11時00分 |
| | ③平成30年 | 11月21日（水） | 11時00分 |
| | ④平成31年 | 2月20日（水） | 11時00分 |

※各回の一斉訓練の実施概要については、国からの通知に基づき、お知らせ版等でお知らせします。

放送想定 内容

- ① 「防災行政無線チャイム」
- ② 「これは、テストです。」（3回繰り返し）
- ③ 「こちらは、ぼうさい開成です。」
- ④ 「防災行政無線チャイム」

（※） J-ALERT（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの災害時に国から送られる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

（※） 開成町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で訓練が実施されます。

第 3 4 回開成町消防大会開催について

○目 的 消防団員の礼式訓練及び消火訓練

○主 催 開成町消防組織強化推進連絡協議会

開成町消防団

○日 時 平成 3 0 年 4 月 1 5 日（日）午前 9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分

○場 所 開成小学校グラウンド（雨天時は体育館下ピロティ）

○内 容

＊礼式訓練 ＊辞令交付 ＊幹部紹介 ＊表彰伝達

☆消防・防災マップ贈呈

昨年度に消防庁の補助金を活用し、町・自治会・消防団が連携して作成した消防・防災マップを、町長から自治会長連絡協議会長及び消防団長へ贈呈します。

☆消火競技

従来の消防操法ではなく、火災現場を想定した消火競技を実施します。
実施分団は当日抽選によって決定します。



課長会議資料
平成 30 年 4 月 12 日
保健福祉部保険健康課

国民健康保険に係る平成 30 年度税制改正について

「地方税法施行令」及び「国民健康保険法施行令」の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正された。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

これにより、今後開成町国民健康保険税条例を改正する予定である。

【改正内容】

- 1 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を 54 万円から 58 万円に引き上げる。
- 2 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準については次のとおりとする。
 - ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を 27 万円から 27 万 5 千円に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を 49 万円から 50 万円に引き上げる。

【今後の予定】

- 5 月予定 開成町国民健康保険税条例の一部改正
- 6 月 国民健康保険税本算定

【参考】

国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げ

(現行)

区分	世帯の合計所得（世帯主＋国保加入者＋旧国保被保険者）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋（27万円×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）以下
2割軽減	33万円＋（49万円×国保加入者数と空国保被保険者数の合計数）以下

(改正後)

区分	世帯の合計所得（世帯主＋国保加入者＋旧国保被保険者）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋（27.5万円×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）以下
2割軽減	33万円＋（50万円×国保加入者数と空国保被保険者数の合計数）以下

(注) 旧国保被保険者：国保に加入していて、平成20年4月以降、後期高齢者医療へ移行した人のこと。

第5回 駅前通り線 周辺整備事業説明会

平成30年3月24日、26日



開 成 町

1

【本日の内容】

1. 開 会
2. 今までの経緯について
3. 土地利用計画（案）について
4. 今後の流れ
5. 質疑応答
6. 閉 会

1. 開 会

3

2. 今までの経緯について

4

今までの経緯について

第1回 説明会

平成27年2月27日、28日

1. 駅前通り線周辺地区の
位置づけについて
2. 駅前通り線周辺地区の課題
3. 整備方針と整備手法
4. 今後の流れ

第2回 説明会

平成28年2月19日、20日

1. 駅前通り線周辺地区の
位置付け・整備方針
2. 土地区画整理事業とは？
3. 駅前通り線周辺地区の特徴について
4. 移転補償費について
5. 今後の流れ

第3回 説明会

平成28年12月9日、10日

1. 今までの経緯について
2. 現況測量について
3. アンケート調査について
4. 今後の流れ

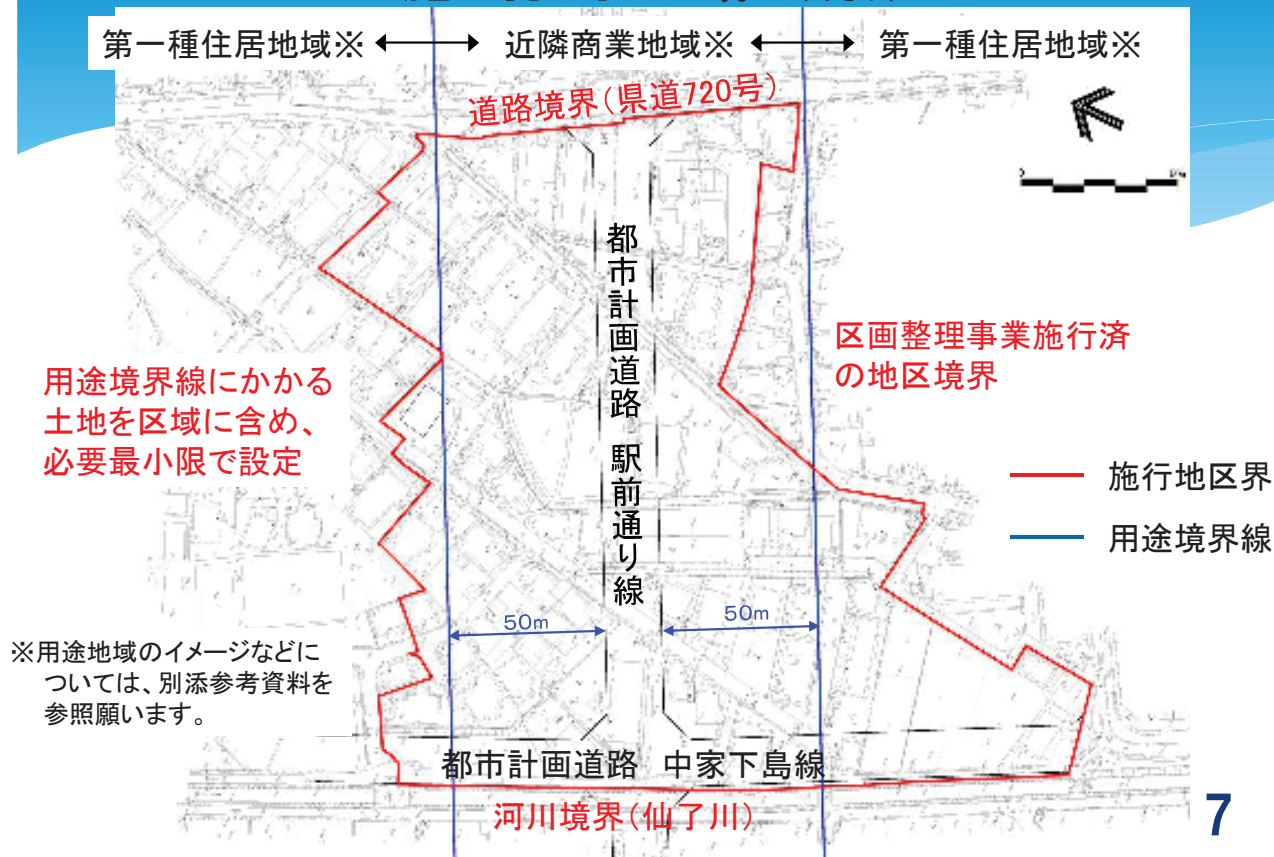
第4回 説明会

平成29年5月27日、31日

1. 今までの経緯について
2. アンケート調査結果について
3. 平成29年度の取り組み

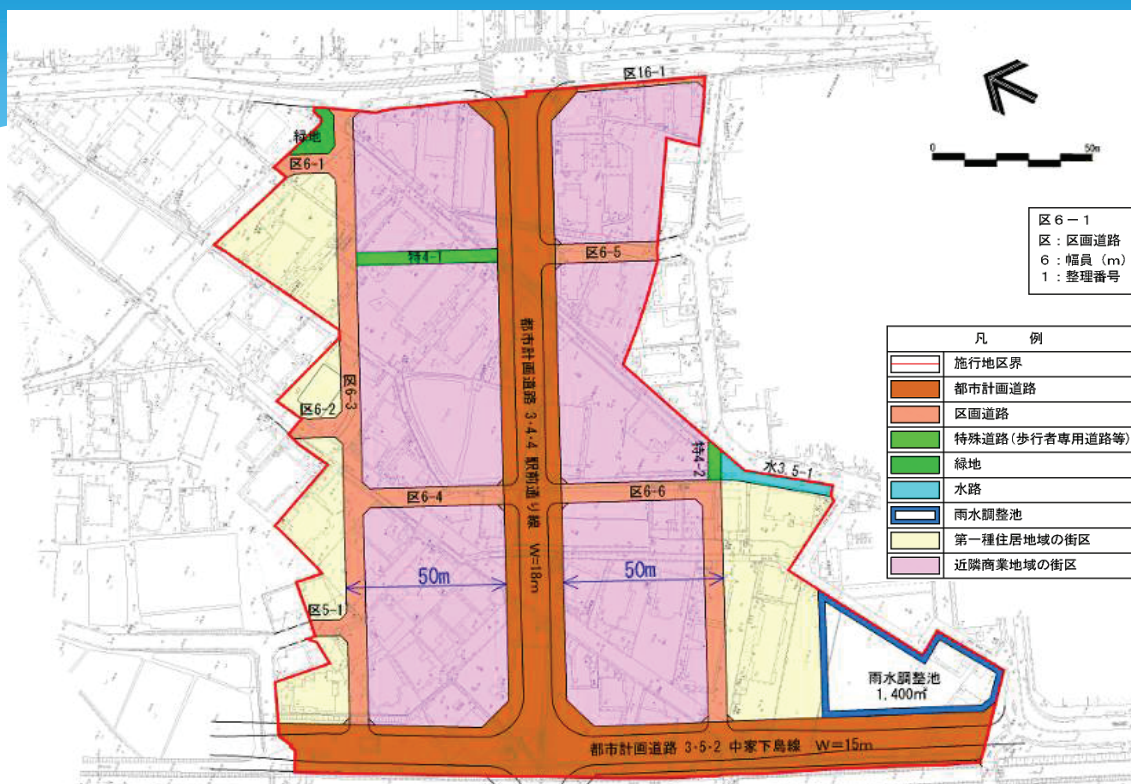
3. 土地利用計画（案）について

施行区域(案)



7

土地利用計画(案)



※関係機関協議中のため、変更する場合があります

8

土地利用計画(案)における 公共用地配置の主な考え方

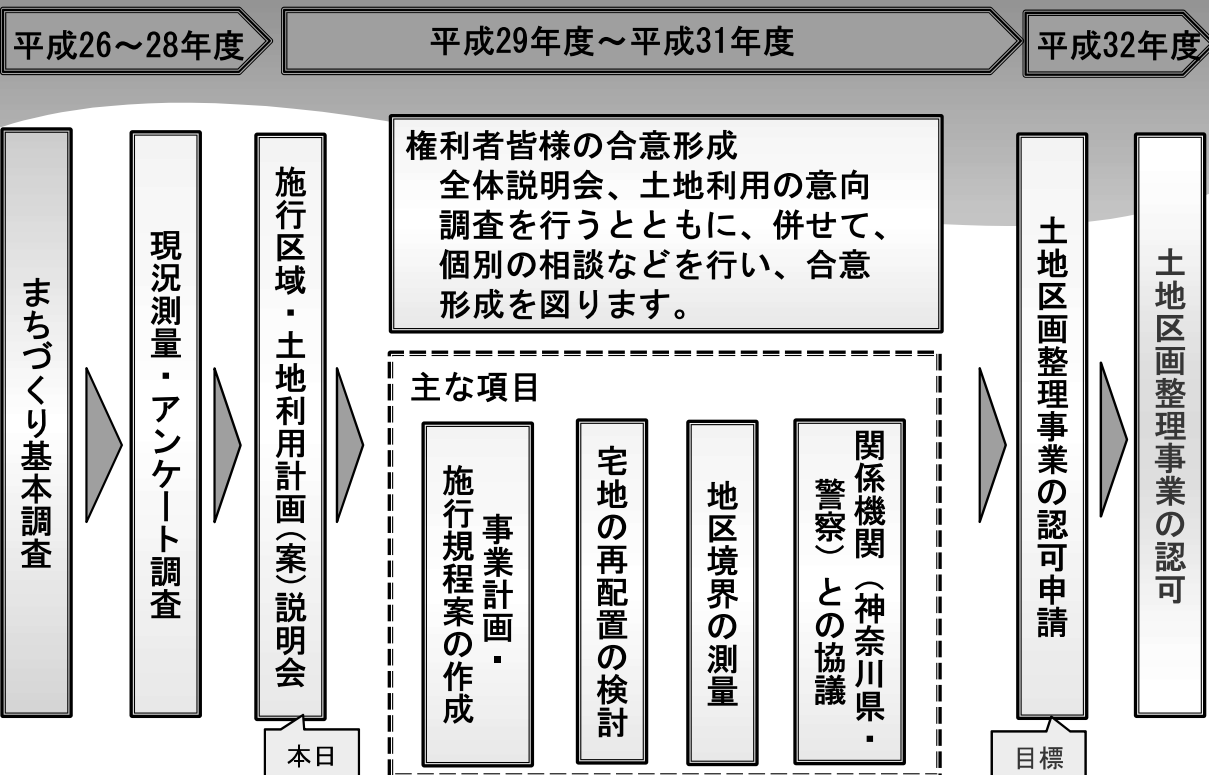
道路 ・用途地域の境界(駅前通り線から50m)に沿って道路を配置し、近隣商業地域を考慮した街区形状とします。
・既存の住宅地への通過交通に供されないように配慮します。
・交通の円滑化のため、地区内の区画道路と都市計画道路の交差を少なくします。

水路 ・基本的に、道路内に暗渠化することで、水路用地を必要最小限とします。

雨水調整池 ・放流先を考慮し、地区南側(仙了川下流側)に配置します。

※公園は、施行区域周辺に、必要な街区公園があるため、配置しません。

4. 今後の流れ



※これまでの説明会開催状況については、P 5を参照願います。

5. 質疑応答

6. 閉 会

13

ご出席ありがとうございました

 開 成 町

14

平成 30 年 4 月 12 日

各部（課・局・室）長 様

まちづくり部産業振興課長
（公印省略）

2018 開成町あじさいまつりに係る職員の協力について（依頼）

本年の 2018 開成町あじさいまつりは、6 月 9 日（土）から 17 日（日）までの 9 日間開催いたします。

職員の皆様には毎年多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年も別紙のとおり職員のご協力をいただく依頼いたします。

つきましては、公務ご多忙のところ恐縮ですが 4 月 27 日（金）午前中までに、あじさいまつり協力者名簿を産業振興課まで提出してください。また、次のとおり説明会を開催しますので、職員の出席についてご協力をお願いいたします。

説明会日時 平成 30 年 5 月 24 日（木） 13：30～14：30
場 所 203・204 会議室

あじさいまつり期間の土日は、すべて 4 時間単位の振替とします。

（ 問い合わせ先
商工担当 柳澤 内線 281 ）

2018 開成町あじさいまつり 業務内容

平日（依頼人数は半日単位）

1. 6/11（月）～15（金） 瀬戸屋敷駐車場 指定管理者対応のため配置なし
2. 6/11（月）～15（金） 本部及び規制 各日 本部2名・規制2名
（規制の内1名は産業振興課職員）
3. 6/11（月）～15（金） 警備本部 各日1名
4. 6/11（月）～15（金） 交通整理 各日3名

土日（振替対象日）

1. 瀬戸屋敷駐車場 指定管理者対応のため配置なし
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
2. 救護（保健師） 各日1名（8コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
3. 警備本部（農協案内含む） 各日2名（16コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
4. 本部 各日2名（16コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
5. イベント補助 各日3名（16日のみ4名）（26コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
6. パトロール（規制） 各日2名（16コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日） 内1名は産業振興課職員
7. 電話当番（役場対応） 各日1名（8コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
8. 交通整理 各日3名（24コマ）
6/9（土）・10（日）・16（土）・17（日）
9. ゆるキャライベント
9（土） 6名（12コマ）
10. あじさいちゃん運営及びグッズ販売 各日3名
10（日）・16（土）・17（日）（18コマ）
11. ミニSL運営補助
6/9（土） 2名（4コマ）

● 平日 80コマ（2017年：80コマ）

● 休日 148コマ（2017年：148コマ）

4月27日（金）午前中までに産業振興課まで提出してください。